

明日へのはばたき

◇ 障害者のしおり ◇



令和2年8月

熊谷市障害福祉課

窓口一覧

機 関 名	電 話	所在地及びメールアドレス
熊谷市役所	048-524-1111	熊谷市宮町2-47-1
生活福祉課	(内線)295	seikatsufukushi@city.kumagaya.lg.jp
長寿いきがい課	(内線)280	chojuikigai@city.kumagaya.lg.jp
障害福祉課	(内線)531 (FAX 048-524-8790)	shogaifukushi@city.kumagaya.lg.jp
熊谷市障害者基幹相談 支援センター	(内線)536 (直通)048-580-4633	
こども課	(内線)292	kodomo@city.kumagaya.lg.jp
市民税課	(内線)244	shiminzei@city.kumagaya.lg.jp
保険年金課	(内線)277	hokennenkin@city.kumagaya.lg.jp
営繕課	(内線)337	eizen@city.kumagaya.lg.jp
選挙管理委員会事務局	(内線)397	senkan@city.kumagaya.lg.jp
教育委員会教育研究所	(内線)393	kyoikukenkyu@city.kumagaya.lg.jp
妻沼行政センター	048-588-1321	熊谷市弥藤吾2450
福祉係	(内線)335	m-fukushi@city.kumagaya.lg.jp
大里行政センター		熊谷市中曾根654-1
市民福祉係	0493-39-4804	o-gyoseic@city.kumagaya.lg.jp
江南行政センター	048-536-1521	熊谷市江南中央1-1
市民福祉係	(内線)126	c-shiminfukushi@city.kumagaya.lg.jp
熊谷市障害者虐待防止センター	048-501-5411 (FAX 048-527-3020)	熊谷市宮町2-65 (障害福祉会館内)
熊谷保健センター	048-526-5737	熊谷市箱田1-2-39 k-hoken@city.kumagaya.lg.jp
障害福祉会館	048-524-7068	熊谷市宮町2-65
熊谷市障害者相談支援センター	048-501-0439 (FAX 048-578-4026)	熊谷市宮町2-65 (障害福祉会館内)
大里地城市町障害者地域活動支援センター (精神障害者用相談支援窓口併設)	048-599-2020 (FAX 048-520-5528)	熊谷市石原519-5
障害者就労支援センター	048-598-7662 (FAX 048-598-7663)	熊谷市江南中央1-1 (江南行政センター内3階)
熊谷児童相談所	048-521-4152	熊谷市箱田5-12-1
熊谷保健所	048-523-2811 (FAX 048-520-3271)	熊谷市末広3-9-1
熊谷市社会福祉協議会事務局	048-588-2345 (FAX 048-588-2815)	熊谷市弥藤吾2450 (妻沼行政センター内2階)
熊谷支所	048-521-2735	熊谷市本町1-9-1
大里支所	0493-39-0471	熊谷市中曾根654-1 (大里行政センター内1階)
妻沼支所	048-588-2888	熊谷市弥藤吾2450
江南支所	048-536-7310	熊谷市江南中央1-1
熊谷市シルバー人材センター	048-536-8081	熊谷市江南中央1-1
熊谷点字図書館	048-525-0777 (FAX 048-527-4023)	熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎内)
熊谷市立熊谷図書館	048-525-4551	熊谷市桜木町2-33-2
熊谷警察署	048-526-0110 (FAX 共通)	熊谷市石原441-4
熊谷税務署	048-521-2905	熊谷市仲町41
熊谷年金事務所	048-522-5012	熊谷市桜木町1-93
熊谷公共職業安定所	048-522-5656 (FAX 048-524-5690)	熊谷市箱田5-6-2
埼玉県自動車税事務所熊谷支所	048-532-8011	熊谷市御稜威ヶ原701-5
埼玉県熊谷県税事務所	048-523-2809	熊谷市末広3-9-1

I. 障害者手帳	1
II. 医療費の助成	
1 重度心身障害者医療費助成	2
2 自立支援医療	2
3 指定疾患医療給付制度	4
4 障害者歯科相談医制度	4
III. 障害者総合支援法サービス・児童福祉法支援	
1 障害福祉サービス・地域相談支援及び障害児通所支援	5
2 地域生活支援事業	7
3 補装具について	8
4 日常生活用具について	9
IV. その他の日常生活の援助	10
V. 各種減免	
1 交通機関の料金割引等	20
2 税の控除・減免等	22
3 その他の減免、割引等	25
VI. 手当・年金等	
1 障害児（者）の手当	27
2 児童扶養手当	28
3 年金	28
4 その他	29
VII. 教 育	29
VIII. 職 業 訓 練	30
○身体障害者障害程度等級表	31
○障害程度等級別該当事業一覧	35

I 障害者手帳

この冊子でご紹介するものをはじめ、障害のある方々のために様々な援助や支援のサービス（制度）があります。それらのサービスをご利用になる際に障害者手帳をご活用いただけます。

※ 障害者手帳がなくてもサービスが利用できる場合もあります。（例：18歳未満で一定の要件を満たす方、発達障害や精神障害のある方で一定の要件を満たす方、指定難病医療受給者証をお持ちの方など。）詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

埼玉県では平成27年10月から、3種類の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を①同じ大きさ、②紺色のカバー、③表記を「障害者手帳」に統一されました。

なお、現在お持ちの手帳は、そのままご利用いただけます。

身体障害者手帳 （紺色または赤色のカバー）

身体障害児（者）が、いろいろな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類や程度によって重い方から1級～6級に区分されています。（等級表 P 31 参照）

療育手帳 （紺色または緑色のカバー）

知的障害児（者）が、いろいろな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度によって重い方からⒶ、A、B、Cの4段階に区分されています。

精神障害者保健福祉手帳 （紺色または水色のカバー）

精神障害児（者）が、いろいろな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度によって重い方から1級～3級に区分されています。

《上記の各手帳の窓口》

障害福祉課

妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

※障害の程度や住所、氏名が変わったときや死亡等により手帳を必要としなくなった場合は、《窓口》へ必ず届け出てください。

Ⅱ 医療費の助成

1 重度心身障害者医療費助成

《概要》 重度の障害者が医療機関を受診したときに、医療費の保険診療の自己負担分を支給します。ただし、所得制限があります。

《対象者》 ① 1級～3級の身体障害者手帳を持っている方
② (A)～Bの療育手帳を持っている方
③ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方
(ただし、精神病床への入院費用は助成の対象となりません。)
④ 65歳以上の方で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態であり、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方
※平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに重度心身障害者(上記①～④の対象者)となった方は対象になりません。

《窓口》 障害福祉課
妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

2 自立支援医療(自己負担の上限額はP.3の表を参照)

(1) 精神通院医療

《概要》 精神科の通院治療を受けている方について、窓口支払いの際、所得に応じて自己負担額が軽減されます。

(2) 更生医療

《概要》 障害の程度を軽くしたり、取り除くための医療(関節形成術、心臓手術、抗免疫療法など)を指定医療機関で受けた場合に、窓口支払いの際、所得に応じて自己負担額が軽減されます。

《対象者》 18歳以上で身体障害者手帳を持っている方

(3) 育成医療

《概要》 身体障害児(18歳未満)に早期に治療を行い生活能力を持たせるための医療を指定医療機関で受けた場合に、窓口支払いの際、所得に応じて自己負担額が軽減されます。

《対象者》 肢体不自由、視覚、聴覚、音声言語機能障害並びに心臓疾患、腎臓疾患、小腸機能、肝臓機能障害等の内臓障害のある児童

《上記(1)(2)(3)の窓口》

障害福祉課

妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

<自立支援医療月額負担上限額表>

生活保護 世帯	市民税非課税世帯		市民税課税世帯		
	低1	低2	中間1	中間2	一定以上
	世帯※(全員) 収入80万円以下	世帯※(全員) 収入80万円超	市民税額(所得割) 3.3万円未満	市民税額(所得割) 23.5万円未満	市民税額(所得割) 23.5万円以上
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 5,000円(注2)	負担上限額 10,000円(注2)	対象外
			「重度かつ継続」の認定を受けた方(注1)		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

(注1)「重度かつ継続」の範囲についてはそれぞれの窓口でご確認ください。

(注2)育成医療のみ該当になります。

備考1 この制度における「世帯」とは、医療保険単位で、住民票とは異なります。異なる医療保険に加入している家族は「別世帯」と考えます。

2 上表の太枠内に該当する方は医療費が1割負担となります。

3 差額ベッド代等医療保険対象外のものは対象となりません。

3 指定疾患医療給付制度

《概要》 国や県が指定した疾患の方(難病患者)に対し、医療費等の一部を負担します。

- 1 特定疾患 2 先天性血液凝固因子欠乏症 3 小児慢性特定疾患

《窓口》 熊谷保健所

4 障害者歯科相談医制度

《概要》 地域における歯科診療の担当者として、障害者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、歯科治療、予防措置、訪問診療及び応急措置を行います。

氏名	診療所名称	住所	TEL	FAX
鯨井正夫	クジライ矯正歯科	筑波1-27-3 サンハイツ大和第1 2F	048-525-6006	048-525-8234
小林慶子	小林歯科医院	村岡531	048-536-6837	048-536-6837
小澤博道	小澤歯科医院	本町1-31	048-524-1180	048-524-0648
中村直史	中村歯科医院	宮前町1-85	048-524-0291	048-526-6589
秋濱博己	秋浜医院	別府3-170	048-532-0855	048-532-0868
佐藤晴一	佐藤歯科医院	西別府1838-6	048-533-6110	048-533-2344
赤田尚久	赤田歯科医院	肥塚2-3-57	048-526-5800	048-526-5800
三橋守泰	三橋歯科医院	箱田2-3-6	048-521-0530	048-526-3843
黒木仁英	アルファ歯科医院	銀座7-20	048-524-7413	048-524-7420

《問合せ》 埼玉県保健医療部健康長寿課 (048-830-3575)



Ⅲ 障害者総合支援法サービス・児童福祉法支援

1 障害福祉サービス・地域相談支援及び障害児通所支援

(1) サービスの種類

種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護	入浴や排せつ、食事の介護等の身体介護や家事援助、通院介助、乗降介助等を行います。(対象者:自宅介護が必要な方)
	重度訪問介護	自宅にて入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に行います。(対象者:重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者で常時介護が必要な方)
	同行援護	視覚障害者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護を行います。(対象者:重度視覚障害者)
	行動援護	外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。(対象者:知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有するため、常時介護が必要な方等)
	短期入所	自宅で介護する方が、病気その他の理由により介護ができない場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。(対象者:自宅に介護者がいない方等)
	重度障害者等包括支援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。(対象者:寝たきり状態等の介護の必要性がとて高い方)
	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。(対象者:長期の入院による医療ケアと常時介護を必要とする方等)
	生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産の機会を提供します。(対象者:常時介護が必要な方等)
	施設入所支援(夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(対象者:夜間において介護が必要な方、通所では自立訓練や就労移行支援の利用が困難な方等)
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(対象者:地域生活を営むために必要な訓練を希望する方等)
	就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(対象者:一般企業への就労を希望する方等)
	就労継続支援	働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(対象者:一般企業での就労が困難な方等)
	就労定着支援	対面支援と企業訪問を行い、課題の把握と、企業、関係機関との連絡調整、課題解決に向けた支援を行います。(対象者:就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を経て一般就労へ移行した方)
	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を行う方に、住居で相談や日常生活上の援助を行います。(対象者:地域での共同生活を希望する方)
	自立生活援助	一人暮らしをするには理解力や生活力に不安がある方に一定期間、定期的な訪問と、随時、電話やメールでの相談等を行います。(対象者:入所施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしに移行した方)
支援給付 地域相談	地域移行支援	住居の確保や地域での生活に移行するために必要な相談や支援を行います。(対象者:施設入所者や精神科病院に長期入院している精神障害者)
	地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている方に、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。
通所給付 障害児	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。(対象者:未就学の障害児)
	居宅訪問型児童発達支援	自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与等の支援を行います。(対象者:外出が著しく困難な重症心身障害児等)

通所給付 障害児	医療型児童 発達支援	児童発達支援及び治療を行います。(対象者: 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児)
	放課後等 デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。(対象者: 原則6歳から18歳までの就学している障害児)
	保育所等 訪問支援	施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。(対象者: 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の施設へ通う障害児)
支援給付 計画相談	計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施等を行います。
支援給付 障害児相談	障害児相談 支援	障害福祉サービスの利用にあたり、障害児支援利用計画の作成、モニタリングの実施等を行います。

(2) 利用の方法

利用者の生活実態や家族等の支援の状況等を聞き取り、サービスの種類や量等を決定します。必要に応じて、「介護給付費等支給審査会」の意見を聞く等しながら、基準に基づいた適切なサービス等の支給を行いますので、障害福祉課にご相談ください。

(3) 利用者の負担

障害福祉サービスのひと月ごとの利用者負担額は、所得に応じて設定されています。所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

<所得を判断するときの世帯の範囲>

種 別	世 帯 の 範 囲
18 歳以上の障害者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

<障害者の利用負担>

区 分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	<市民税非課税世帯> ・3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、 おおむね 300 万円以下の収入 ・単身世帯で障害基礎年金以外の収入が おおむね 125 万円以下の収入	0円
一般1	<市民税課税世帯で所得割 16 万円未満> 20 歳以上の入所施設利用者除く 共同生活援助サービス利用者除く	9,300 円
一般2	市民税課税世帯で一般1以外	37,200 円

※ 計画相談支援の利用負担はありません。

<障害児の利用負担>

区分	世帯の収入状況		負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用者の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	市民税課税世帯で一般1以外		37,200円

※ 障害児相談支援の利用負担はありません。

(4) 利用施設

※ 別冊「障害福祉サービス事業所一覧」を参照ください。

(5) 高額障害福祉サービス費の支給

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が37,200円を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます(償還払いの方法によります)。

障害児が障害者総合支援法に基づくサービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所支援のうち、いずれか2以上のサービスを利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます(償還払いの方法によります)。

また、世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

《合算の対象となるサービス利用料》

- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
- ・ 補装具費の利用者負担額(平成24年4月以降の支給決定分が対象)
- ・ 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額
- ・ 児童福祉法に基づく「障害児支援(入所・通所)」のサービスの利用者負担額

2 地域生活支援事業 (※このほかは各事業として掲載)

事業名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な方について、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	自宅で介護する人が、病気その他の理由により介護ができない場合などに、日中の短期間、施設で介護を行います。

<利用負担>

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税 <u>非課税</u> 世帯	0円
一般	上記以外の世帯	37,200円

その他、地域の特性や利用者の状況に応じて事業を実施しています。窓口にご相談ください。

《窓口》 障害福祉課

3 補装具について

《概要》 身体の障害を補い、日常生活を容易にするために必要な、補装具の購入や修理、借受けに要した費用の額のうち、9割分の支給を受けることができます。補装具費の支給を受けたいときは、購入または修理の前に必ず窓口までご相談ください。事前にご相談いただけませんと、原則として支給できません。

《品目》 補装具には、以下のようなものがあります。(介護保険等が優先される場合有)
義肢・装具・座位保持装置・**視覚障害者**安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・車椅子・電動車椅子・座位保持椅子・起立保持具・歩行器・頭部保持具・排便補助具・歩行補助つえ・重度障害者用意思伝達装置

《利用者の負担》 補装具費の支給を受けるときの利用者負担額は、所得に応じて設定されています。所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

<所得を判断するときの世帯の範囲>

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

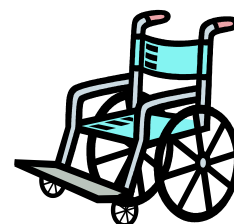
<障害者の利用負担>

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税 <u>非課税</u> 世帯	0円
一般	市民税 <u>課税</u> 世帯	37,200円

※一般の区分で市民税所得割額46万円以上の方がいる場合、補装具費の支給対象となりません。

《窓口》 障害福祉課

《持参するもの》 印鑑、身体障害者手帳又は指定難病医療受給者証



4 日常生活用具について

《概要》 重度障害児（者）の生活上の便宜を図るために必要な日常生活用具の購入に要した費用のうち、9割分（ただし、補助上限月額あり）の支給を受けることができます。

在宅にて生活する障害者で、日常生活用具購入費の支給を受けたいときは、購入前に必ず下記窓口までご相談ください。事前にご相談いただけませんと、原則として支給できません。

《日常生活用具の要件》 次の要件を満たすもので、下表のとおり分類です。

- ①障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ②障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
- ③用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

《利用者の負担》 前ページの補装具の〈利用負担〉に同じ

《所得を判断するときの世帯の範囲》 前ページの補装具の〈世帯の範囲〉に同じ

《窓口》 障害福祉課

《持参するもの》 印鑑、身体障害者手帳又は指定難病医療受給者証

〈日常生活用具の分類〉（種目によっては介護保険からの貸与等が優先されます。）

種 目	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具ならびに障害児が訓練に用いる椅子等のうち、障害者等および介助者が容易に使用する事ができるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用する事ができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排せつ管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
※ 居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

※ これを補完する制度で、下肢又は体幹の1～2級の身体障害者手帳を持っている方の居宅改善整備のための費用のうち、2/3を補助（上限24万円、所得制限あり）する重度身体障害者居宅改善整備費補助事業があります。

IV その他の日常生活の援助

1 自宅で生活されている方へ

(1) 配食サービス事業

《概要》 自ら食事の支度をすることが困難で親族等から食事の提供が受けられない状況にある重度心身障害者に、週4日を限度に昼食をお届けし、日常の安否を確認します。1食400円の自己負担があります。

また、日曜と1月1日～3日及び12月31日は休業です。

《対象者》 上記の状況により配食サービスが必要と認められる重度心身障害者

《持参するもの》 印鑑、障害者手帳

※ 65歳以上の方の場合は、高齢者施策が優先します。

(2) 入浴サービス事業

《概要》 重い障害のため、家庭において入浴することが困難な身体障害者に対し、入浴サービスを行います（ひと月4回まで）。所得に応じて自己負担があります。

《対象者》 肢体不自由で1級～2級の身体障害者手帳を持っている方のうち、ヘルパー等による介護を受けても入浴できない方。介護保険に該当する方は介護保険の保険給付が優先されます。

《持参するもの》 印鑑、身体障害者手帳

<利用料自己負担基準表>

利用者本人の属する世帯の区分	自己負担額 (1人1回当)
生活保護法による被保護世帯 生計中心者の前年所得税課税年額が3万円未満の世帯	0円
生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以上の世帯	500円

(3) 障害児(者)生活サポート事業

《概要》 熊谷市に登録された民間のサービス団体が各種介護サービス（派遣介護、移送、一時預かり、外出援助等）を行います。なお、利用にあたっては、利用料の負担（30分あたり475円）と利用時間の上限（年間150時間）があります。

《対象者》 在宅で各種障害者手帳を持っている方

《持参するもの》 障害者手帳

(4) 熊谷市あんしんコール事業

《概要》 身体障害者の方の緊急事態に迅速に対応し、その他にも健康相談や見守り活動を行う機器装置（携帯型ボタン・本体）を設置し、安心な暮らしの手助けをします。

《対象者》 一人暮らしで1級～2級の身体障害者手帳をお持ちで、ほぼねたきりの方

※65歳以上の方の場合は、高齢者施策が優先します。

(5) 補助犬の給付

《概要》 18歳以上の在宅の身体障害者で、盲導犬については視覚障害1級、介助犬については肢体不自由1・2級、聴導犬については聴覚障害2級の方で、補助犬を使用することにより社会活動への参加に効果があると認められる方は給付の申請ができます。

(6) 電話ファックス等基本料の補助

《概要》 電話ファックス、フラッシュベルを使用している身体障害者に基本料金の1/2を補助します。

《対象者》 聴覚又は音声・言語機能障害3級以上で、所得税非課税世帯に属する方
《持参するもの》 印鑑、身体障害者手帳、電話料金の基本料が分かるもの

※(1)~(6)の事業の窓口は、障害福祉課

(7) 手話通訳者の派遣

《概要》 聴覚障害者等の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣します。申請者の費用負担は原則として無料ですが、県外への派遣の場合、交通費等を一部自己負担していただく場合があります。

《窓口》 熊谷市手話通訳派遣事務所（熊谷市社会福祉協議会熊谷支所内）
FAX：048-523-6898

(8) 要約筆記者の派遣

《概要》 聴覚障害者等の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、要約筆記者を派遣します。申請者の費用負担は原則として無料ですが、県外への派遣の場合は、下記窓口にご相談ください。

《窓口》 埼玉聴覚障害者情報センター FAX：048-814-3354 電話：048-814-3353

(9) 聴覚障害者情報提供事業

《概要》 市内に放送されている「防災行政無線の情報」を、聴覚障害者の家にファックスにより送信し、情報提供を行っています。

《対象者》 聴覚、音声及び言語機能障害で身体障害者手帳を持っている方

《窓口》 障害福祉課 《持参するもの》 印鑑、身体障害者手帳

(10) 聴覚障害者等の119番通報

《概要》 聴覚や言語機能等に障がいのある方のための、緊急通報（119番）システムです。登録制となります。

《対象者》 熊谷市または行田市に在住、在勤または在学し、音声による電話での119番通報が困難な方。

《窓口》 消防本部指令課 FAX：048-526-9003 電話：048-501-0116

(11) 車椅子の貸出し

《概要》 在宅で車椅子の修理や外出等で一時的（おおむね1か月）に車椅子を必要とする方に、車椅子を貸し出します。介護保険に該当する方はそちらからの貸出しが優先されます。

《窓口》 障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係
（熊谷市社会福祉協議会でも車椅子の貸出しをしています。）

(12) 紙おむつの給付

《概要》 在宅の重度障害児（者）に対し、紙おむつを給付します。

《対象者》 満3歳以上で、1級～2級の身体障害者手帳又は㊤、Aの療育手帳を持ち、常時おむつを必要とする方

《窓口》 熊谷市社会福祉協議会

(13) あんしんサポートねっと

《概要》 高齢者や知的障害・精神障害のある方で、一人で生活していくには不安がある方に安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺い、福祉サービスの利用料の支払いや日常的金銭管理等について援助します。利用料金がかかります。

《対象者》 判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方で福祉サービスの利用に関し、援助を必要としている方

※社会福祉協議会と契約を結び、援助を開始します。その際には、利用者本人が契約内容に合意し、理解できる方が対象となります。

《窓口》 熊谷市社会福祉協議会

(14) 自動車燃料費の補助

《概要》 在宅で1級～2級の身体障害者手帳を持っている方で、自動車を所有・運転される方（20歳未満の方は同住所の介護者が自動車を所有・運転の場合も可）と、在宅で㊤～Aの療育手帳を持っている方及びその保護者の自動車燃料費の一部を補助します。「福祉タクシー利用料金助成」（P21）といずれかの選択になります。

《持参するもの》 印鑑、障害者手帳、車検証、免許証、本人名義の口座がわかるもの

(15) 自動車運転免許取得費の補助

《概要》 就労・自営等のために、第一種普通自動車運転免許を取得しようとする身体障害者に、運転免許取得費用の2/3（限度額12万円）を補助します。ただし、所得制限があります。免許を取得する前にご相談ください。

(16) 自動車改造費補助

《概要》 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得し、これを自ら運転することができるよう改造する場合、10万円を限度に補助します。ただし、所得制限があります。改造をする前にご相談ください。

《対象者》 身体障害者手帳を持っている方

※(14)～(16)の事業の窓口は、
 障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、
 江南行政センター市民福祉係

(17) 自動車運転免許の無料教習

《概要》 身体障害者が自動車運転免許を取得する場合、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」において無料で運転教習が受けられる制度で、宿泊施設もあります。

《対象者》 18歳以上の身体障害者手帳を持っている方で、公共職業安定所において求職登録していてかつ県運転免許センターにおける適性検査に合格した方、訓練センターで入所を認めた方

《窓口》 身体障害者運転能力開発訓練センター 〒352-0023 新座市堀ノ内2-1-46
 電話：048-481-2711 FAX：048-481-6578
 ホームページ <http://azumaen.or.jp>

(18) 歩行困難者等の駐車禁止除外

《概要》 自動車を利用する障害者本人に対し、駐車禁止除外標章が交付され、指定の駐車禁止場所が適用の除外となります。法定禁止区域及び駐停車禁止区域は除かれます。

《対象者》 次表のとおり

手帳の種類と障害区分		等級（障害の程度）	
身体障害者手帳※	視覚障害	1～3級までの各級及び4級の1種	
	聴覚障害	2及び3級	
	平行機能（平衡）障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1種及び2種	
	下肢不自由	1～4級	
	体幹不自由	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1～4級
	内臓疾患（心臓、腎臓、小腸、呼吸器、膀胱又は直腸機能障害）		1及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓		1～3級
療育手帳		Ⓐ 及び A	
精神障害者保健福祉手帳		1級	
小児慢性特定疾患児手帳		色素性乾皮性に該当する方	

※身体障害者手帳所持者の場合、上記の等級に該当し、歩行困難な方に交付する。

《窓口》 熊谷警察署交通課

《持参するもの》 障害者手帳等

(19) 重度障害者のための郵便による不在者投票

《概要》 投票所まで行くことの困難な重度の障害者は、郵便による不在者投票ができます。ただし、代理記載制度に該当する方以外は自分で書ける方。

《対象者》

- ① 両下肢、体幹、移動機能の障害で1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で1級又は3級の身体障害者手帳を持っている方
- ③ 免疫、肝臓の障害で1級から3級までの身体障害者手帳を持っている方
- ④ 両下肢、体幹の障害で特別項症から第2項症まで、内臓機能の障害で特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳を持っている方
- ⑤ 介護保険被保険者証に要介護5と記載されている方
- ⑥ 代理記載制度については、上記①～⑤に該当する方のうちで、上肢、視覚障害1級の身体障害者手帳を持っている方又は上肢、視覚の障害で特別項症から第2項症までの戦傷病者手帳を持っている方

《窓口》 選挙管理委員会事務局

(20) 福祉家庭配本

《概要》 身体障害者手帳（視覚障害又は肢体不自由の1～3級）を持っている方で、図書館まで行くことの困難な方に、図書館資料を自宅までお届けして貸し出します。

《窓口》 熊谷市立熊谷図書館

(21) 視覚障害者情報提供事業

《概要》 点字図書、録音図書の閲覧貸出しを行います。利用は無料です。

また、プレクストークや点字盤も貸し出します。

申込みは、来館、電話、手紙です。

《窓口》 熊谷点字図書館 ホームページアドレス <http://www.normanet.ne.jp/~kumatten/>

<住宅・生活資金貸付>

(22) 市営住宅への入居のための資格要件の緩和

《概要》 申込み時の収入基準が緩和され、単身でも入居できます。

《対象者》 収入基準が緩和される世帯

- ① 1級～4級の身体障害者手帳を持っている方のいる世帯
- ② 1級～2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方のいる世帯
- ③ ④、A又はBの療育手帳を持っている方のいる世帯

単身で申込み（単身用住宅）できる方

ア 身体障害者手帳※を持っている方

イ 精神障害者保健福祉手帳を持っている方

ウ 療育手帳等を持っている方

} 自立して生活できる方

※ 1級～4級の身体障害者手帳が対象です。精神障害者保健福祉手帳、療育手帳は、すべての等級が対象です。

《窓口》 営繕課、埼玉県住宅供給公社熊谷支所 電話：048-524-7963 FAX：048-524-9769

(23) 県営住宅の入居

《概要》 市営住宅と同様に入居時の収入基準が緩和され、単身でも入居できるほか、障害の程度等により優遇抽選資格等があります。

《窓口》 埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 電話：048-524-7963 FAX：048-524-9769

(24) 生活福祉資金貸付制度

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

【貸付対象】

- 低所得者世帯・・・資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯
- 障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（現に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む）の属する世帯
- 高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

【福祉資金の内容】

- ① 福祉費・・・日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用
- ② 緊急小口資金・・・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用

※なお、①、②の申請を希望する方は、事前に熊谷市役所生活福祉課にご相談ください。生活福祉課から熊谷市社会福祉協議会への事前連絡が必要となります。

《窓口》 熊谷市社会福祉協議会

< 相 談 >

(25) 生活相談・援護の窓口

① 熊谷市障害者基幹相談支援センター

障害のある方々の身近な相談窓口を熊谷市役所内に設置しています。相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害のある方、その家族などからの相談に応じて必要な情報の提供を行います。

《対象者》 市内在住の相談支援を必要とする方やその保護者、介護をされる方

《場所》 障害福祉課前

《電話》 048-580-4633 《FAX》 048-524-8790（障害福祉課内）

《受託事業者》 社会福祉法人 黎明会、公益財団法人 西熊谷病院

② 熊谷市障害者相談支援センター

障害者の福祉に関するさまざまな問題につき、障害のある方、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。

《対象者》 主に身体障害児（者）、知的障害児（者）

《場所》 熊谷市立障害福祉会館内 2階 宮町2-65

《電話》 048-501-0439 《FAX》 048-578-4026

《受託事業者》 社会福祉法人 黎明会

③ 大里地域市町障害者地域活動支援センター（精神障害者用相談支援窓口併設）

創作的活動、社会との交流の促進等を図るため、障害種別を問わず、憩いの場の開放、食事会・ビデオ鑑賞会・調理実習等の行事、広報紙の発行などを行うほか、主に精神障害者の方を対象に、福祉に関するさまざまな問題の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。

《場所》 地域生活支援センター向陽 石原519-5

《電話》 048-599-2020 《FAX》 048-520-5528

《受託事業者》 公益財団法人 西熊谷病院

④ 熊谷市障害者虐待防止センター

障害者への虐待の通報や届出の窓口を熊谷市障害者相談支援センター内に設置しています。虐待を発見した方や虐待を受けた方は、速やかに通報してください。通報等を受けた場合は、障害者の安全を確認し、虐待の事実確認や障害者の保護、養護者への支援など必要な対応を行います。

（月曜日・水曜日～日曜日）9時～17時 休業日及び夜間を除く

電話：048-501-5411 FAX：048-527-3020

※17時以降は電話のみの相談受付となります。

（休業日）火曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）

（夜間）17時～翌日9時 ※電話のみの相談受付となります。

◎障害者の生命の危険性が高い場合は、110番（警察）に連絡し、障害者の安全を確保してください。

⑤ 障害者就労支援センター

障害者の職業相談に応じ、就労の支援を行います。

《対象者》 身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者

《場所》 江南行政センター3階 江南中央1-1

《電話》 048-598-7662 《FAX》 048-598-7663

《受託事業者》 社会福祉法人 熊谷礎福祉会

⑥ 埼玉県総合リハビリテーションセンター

場所：上尾市西貝塚 148-1 電話：048-781-2222

身体障害者更生相談所部門

身体障害者に関する専門的な相談・援助を行うとともに、更生医療の給付について、医学的・心理学的及び職能的判断を行い、また、補装具の処方及び適合判定を行っています。相談・判定は、センター内のほか一部補装具については県内各地の会場（熊谷分室など）を巡回して行っています。

知的障害者更生相談所部門

知的発達障害のある方の福祉について、家庭その他からの相談に応じ、知的障害のある方の医学的、心理学的及び職能的判断とこれに付随する必要な指導を行っています。相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場（熊谷分室など）を巡回して行っています。

⑦ 権利擁護総合センター

場所：さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-25 彩の国すこやかプラザ内

(知的障害者の相談 電話 048-822-1204)

(身体障害者・精神障害者の相談 電話 048-822-1240)

生活の様々な場面での権利を侵害されやすい障害者が、安心して日常生活を送れるように、その権利の擁護や権利行使の援助を行います。

⑧ 聴覚障害者相談員

聴覚障害者の日常生活・社会生活上の問題について相談・解決に当たっています。

《窓口》 埼玉聴覚障害者情報センター (FAX：048-814-3355)

⑨ 成年後見制度相談窓口事業

市民の方を対象に、高齢者や障害者の成年後見制度に関して相談窓口を開設しています。

《開設日時》 毎月第2木曜日・第4木曜日 午後1時から午後4時（祝日は除く）

《場所》 コミュニティセンター 本町1-9-1

《電話》 048-521-2735

《窓口》 熊谷市社会福祉協議会熊谷支所

⑩ 子育て世代包括支援センター「くまっころーむ」

専門知識を有する母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが妊娠・出産・子育てに関する相談に応じるほか、各種サービスの情報提供を行います。

《場所》 熊谷市役所6階（土曜日は1階）

《電話》 048-523-1066（土曜日は048-524-1111）

《窓口》 こども課

(26) 早期発見・健康・予防等の窓口

① 熊谷保健所

末広 3-9-1（電話 048-523-2811）

特定疾患、肝炎治療などの医療費の公費負担を行っています。

② 埼玉県立小児医療センター

さいたま市中央区新都心 1-2 (保健発達部 電話 048-601-2200)

子どもの病気の予防・早期発見、健康増進を目的として、精密検査及び治療方針を立てるための小児専門の保健医療機関です。地域の保健・医療・福祉・教育と連携しながら、小児保健活動を行っています。

③ 埼玉県立精神保健福祉センター

北足立郡伊奈町小室 818-2 (電話 048-723-1111)

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、精神保健の普及、精神障害者の治療及び社会復帰訓練を総合的に行い、県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的としています。

精神的な不安や悩み、飲酒や薬物乱用など精神保健・精神障害者の福祉に関する相談は、精神保健福祉センター部門が行っています(相談希望者は電話予約)。

また、精神障害者であって、主治医が利用を認めた方を対象とする通所訓練や宿泊訓練は、社会復帰部門が行っています。利用の申込みをする前に施設見学ができますので、事前に電話でセンターにお問合せください。

④ 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

川越市平塚新田東河原 201-2 (電話 049-239-3553)

発達障害児(者)及びその家族に対する相談支援、発達支援や就労支援などを行っています。

⑤ 中核発達支援センター「福祉医療センター太陽の園」

津田 1855-1 (電話 0493-39-2851)

子育ての中で言葉が遅い、落ち着きがない、かんしゃくがあるなどの気になる症状が続く場合等、関係機関と連携を図り医師の指示を受けながら療育方針を検討し、発達障害児等の早期支援を進めています。

⑥ 北部地域療育センター

大里郡寄居町大字藤田 179-1 (電話 048-581-0025)

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子どもを対象として、専門職が子どもの特性に合った個別療育を行っています。日常生活に必要な能力を育て、子どものすこやかな発達を促すと同時に、保護者の方と一緒によりよい関わり方を考えていきます。ご利用は予約制となりますので、事前にお電話でご相談ください。

⑦ 熊谷市母子健康センター

大原 1-5-36 (電話 048-525-2722)

- ・ 高齢者等肺炎球菌予防接種

過去に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けていない

- ㊦ 65 歳以上の 5 歳刻みの市民
- ㊧ 60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能のいずれかに身体障害者手帳 1 級相当の障害がある市民を対象に、平成 30 年度までに 1 人 1 回、対象となる年度のみ公費助成を行っています。

- ・ 高齢者等インフルエンザ予防接種
接種期間内の接種日において

- ㊦ 65 歳以上の市民
- ㊧ 60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能のいずれかに身体障害者手帳 1 級相当の障害がある市民を対象に、公費助成を行っています。

⑧ 熊谷保健センター

箱田 1-2-39 (電話 048-526-5737)

健(検)診に関することや、健康教室、健康相談の実施を通して、市民の方の健康生活を応援しています。身体やこころの健康についてご心配のある方はご相談ください。

- ・ こころの健康・ひきこもり相談

《内 容》こころの健康に関するさまざまな相談やひきこもり相談をお受けします。

《相談員》臨床心理士・保健師

《と き》年 30 回 13:30~15:15 (予約制)

電話での相談も随時お受けしています。

V 各種減免

1 交通機関の料金割引等

① JR運賃の割引

身体障害者及び知的障害者（以下「障害者」といいます。）の方は、JR線について次の割引が適用となります。

なお、割引のお申出の際は、障害者手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載があるもの）が必要となります。また、列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。

対 象	割引対象乗車券	割引率	記事
第1種障害者と その介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし、回数乗車券はJR線区間 単独の発売となります。
第1種障害者とその介 護者又は12歳未満の障 害者とその介護者	定期乗車券 （小児定期乗車券 を除く。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場 合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引 を適用しません。
第1種、第2種障害者 が単独でご利用になる 場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超え る場合（私鉄線等他鉄道会社線に またがる場合を含みます。）

※ JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※ 障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券をお買い求めいただきます。
《窓口》 各JR窓口

② JR以外の私鉄運賃の割引

JR以外の私鉄についても同様の割引がありますが、各鉄道会社によって若干取扱いが異なります（精神障害者の運賃割引がある場合もあります）。詳しくは、直接各鉄道会社窓口へお問い合わせください。

③ バス運賃の割引

○路線バス…身体障害者、知的障害者（第1種障害者は介護者を含む）及び精神障害者が県内のバスを利用する場合、手帳を提示（手帳の写真による本人確認が必要です。）することにより運賃が5割引となります。

○熊谷市ゆうゆうバス（循環バス）…障害者手帳を持っている方及びその介助・付添人1人が、手帳を提示することにより無料となります。

④ タクシー運賃の割引

身体障害者及び知的障害者が、タクシーを利用する場合、手帳を提示することにより運賃が1割引になります。

⑤ 福祉タクシー利用料金助成

重度の障害者が、県内のタクシー(ただし、協力会社等に限る)を利用する場合、利用券により、初乗り料金を助成します。利用券は年間36枚交付で、1回の乗車につき1枚利用できます。「自動車燃料費の補助」(P12)といずれかの選択になります。

《対象者》 1 1級～2級の身体障害者手帳を持っている方
2 ㉠～Aの療育手帳を持っている方

《窓口》 障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

⑥ 国内航空運賃の割引

《概要》 身体障害者及び知的障害者が、国内航空線を利用する場合、運賃が割引になります。搭乗券購入の際に手帳を提示してください。

《対象者》 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方

《窓口》 各航空会社 ※割引率は、各航空会社にお問合せください。

	第1種 身体・知的障害者(※1)	第2種 身体・知的障害者(※2)	精神障害者(※4)
年齢	満12歳以上の方	満12歳以上の方	満12歳以上の方
適用範囲	本人の単独使用 及び本人と同乗する 介護者1人	本人のみ(※3)	本人の単独使用 及び本人と同乗する 介護者1人

※1 障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」と記入されている障害者

※2 障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第2種」と記入されている障害者

※3 航空会社によっては、同乗する介護者1人も対象となります。

※4 航空会社によっては、割引とならない場合があります。

⑦ 有料道路料金の割引

身体障害者等が有料道路を利用する場合に、通常料金の半額となります。

適用範囲	対象者	自動車の範囲
身体障害者が自ら運転する場合	身体障害者手帳を持っている方	身体障害者が自ら運転する乗用自動車で、本人又は本人の親族等が所有するもの(身体障害者一人につき一台とする)。ただし、営業用の自動車は除く。
重度心身障害者が乗車し、その介護者が自動車を運転する場合	身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方で、旅客運賃減額の欄に「第1種」と記載されている方	介護者が運転する乗用自動車で、原則として本人若しくは本人の親族等が所有するもの

《窓口》 障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

《持参するもの》 障害者手帳、運転免許証（本人運転の場合）、車検証（ETC ご利用の方は、対象障害者本人名義の ETC カード、車載器セットアップ申込書・証明書も必要）

2 税の控除・減免等

(1) 所得税の控除

《概要》 本人又は同一生計配偶者・扶養親族の中に障害のある方がいる場合、所得金額から次の額が控除される「障害者控除」が受けられます。

- ① 障害者(1人につき)…27 万円
- ② 特別障害者 (1人につき) …40 万円
- ③ 同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合 (1人につき) …75 万円

《対象者》 ①身体障害者手帳3～6級、療育手帳B・C、
精神障害者保健福祉手帳2・3級
②③身体障害者手帳1～2級、療育手帳㊦・A、
精神障害者保健福祉手帳1級

なお、障害者と特別障害者との区分は、次の(2)住民税でも同じ取り扱いとなります。

※詳しくは税務署までお問合せください。

《窓口》 熊谷税務署、又は勤務先の給与担当係

(2) 住民税（市・県民税）の控除

《概要》 本人又は同一生計配偶者・扶養親族の中に障害のある方がいる場合、所得金額から次の額が控除される「障害者控除」が受けられます。

- ① 障害者 (1人につき) …26 万円
- ② 特別障害者 (1人につき) …30 万円
- ③ 同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合 (1人につき) …53 万円

《窓口》 市民税課

(3) 相続税の控除

《概要》 相続人である障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合、その方の相続税額から次の額が控除されます。

- ・本人が満85歳になるまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）
- なお、計算方法について、ご不明な点は、税務署までお問合わせください。

《窓口》 熊谷税務署

(4) 少額預金・公債の利子税の非課税

《概要》 障害者が350万円を超えない預貯金・郵便貯金の預入又は公債購入等をする際、一定の申込書類などを提出すると、利子にかかる税が非課税となります。

《窓口》 各金融機関等の窓口

(5) 軽自動車税（種別割）の減免（市税）

《概要》 身体障害者等のためにもっぱら使用される軽自動車等については、定められた期間に申請し、市長が認めた場合に軽自動車税（種別割）が減免となります。

《対象となる車両》

- ①障害者の通院、通学、通所のために使用する自家用車両
 - ②その構造がもっぱら身体障害者等の利用に供するために改造されているもの
- ※減免の適用は、その年の4月1日（賦課期日）の現況で判断します。

◎減免申請できる車両の条件

所有者（納税義務者）	車両を運転する方
障害者（戦傷病者、身体障害者、知的障害者、精神障害者）	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者本人 ◆同世帯若しくは生計を一にする方 ◆障害者を常時介護する方（障害者のみで構成される世帯の方の介護に限る。）
上記の障害者と生計を一にする方	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者本人 ◆生計を一にする方

《減免の対象となる障害区分及び等級》

手帳の種類と障害区分		等級（障害の程度）	
身体障害者手帳	視覚	1級～3級, 4級の1種(4級のうち視力の目の良い方の目の視力が0.08～0.1)	
	聴覚	2級、3級	
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る。）	
	平衡機能	3級	
	上肢（じょうし）（注）	1級、2級	
	下肢（かし）（注）	1級～6級	
	体幹	1級～3級、5級	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級、3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級～6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓		1級～3級	
戦傷病者手帳		恩給法に定める障害の程度で、等級の範囲が定められています。詳細については、市民税課にお尋ねください。	
精神障害者保健福祉手帳		1級でかつ自立支援医療の支給認定（精神通院医療に関するもの）を受けている方	
療育手帳		㊤又はA	

（注）半身不随のような合併症の場合、障害区分（上肢、下肢）ごとに判断します。

〈申請期間〉 軽自動車税（種別割）の納税通知書発送の日から納期限まで
 ※申請の手続きは毎年必要ですので、ご注意ください。
 ※申請期間を過ぎた場合、軽自動車税（種別割）は減免できません。

- 〈必要書類〉 ・ 納税義務者の印鑑
- ・ 身体障害者等手帳（申請中の場合は、申請中であることが分かる書類）
 - ・ 当該車両の納税通知書
 - ・ 当該車両運転者の運転免許証
 - ・ 自動車検査証、軽自動車届済証、標識交付証明書（車種によって異なります。）
 - ・ 同一生計であることが確認できる書類（健康保険証、源泉徴収票など（障害者本人又は同一世帯の方が所有し、かつ運転する場合は不要です。)) 又は常時介護者の誓約書
 - ・ 納税義務者の個人番号（マイナンバー）確認書類

〈申請場所〉 市民税課

※減免を受けられる車両は「障害者1人につき1台限り」です。自動車税（種別割）の減免を受けた方は該当になりません。

（6）自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免

《概要》 障害者のためにもっぱら使用される自動車については、申請をすることで自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免が受けられます。

〈対象となる車両〉

個人名義の自家用車に限ります（法人名義、事業用及びリース車は不可）。

所有（取得）している方	運転する方	使用目的
障害者本人	障害者本人 障害者等と生計を一にする方（注1）	障害者の通院・通学・通所又は生業のために使用
障害者と生計を一にする方	障害者本人 障害者等と生計を一にする方（注1）	
障害者本人（世帯に運転免許証をお持ちの家族等がない方）	障害者を常時介護する方（注2）	

〈減免を受けられる障害区分及び等級〉は、P23の軽自動車の表と同じです。

- 〈必要書類〉
- ・ 納税義務者の印鑑 ・ 運転者の運転免許証（両面のコピーで代用可能）
 - ・ 車検証 ・ 納税通知書 ・ 身体障害者等の手帳（注3）



- （注1）同居の場合⇒上記書類で確認できないときは住民票
 別居の場合⇒上記書類で確認できないときは住民票又は扶養関係が分かる健康保険証、源泉徴収票など
- （注2）障害者世帯全員の住民票、常時介護者の誓約書
- （注3）精神障害者保険福祉手帳の場合は自立支援医療受給者証

次ページへ続く

〈申請場所・申請期限〉

	4月1日現在で所有している自動車	年度途中で取得した自動車
申請場所	県税事務所又は自動車税事務所・同支所	自動車税事務所・同支所
申請期限	納税通知書に記載された納期限 ※1	登録の日から30日以内 ※2

※1 納期限後でも申請できますが、減免額は申請月の翌月からの月割額になります。

※2 申請期限を過ぎた場合、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）は減免できません。自動車税（種別割）については、これまで減免を受けていた自動車を抹消登録した場合に限り、申請月の翌月分から月割りの減免になります。

埼玉県自動車税事務所熊谷支所 熊谷市御稜威ケ原 701-5 TEL048-532-8011

埼玉県熊谷県税事務所 熊谷市末広 3-9-1（熊谷地方庁舎内）TEL048-523-2809

※減免を受けられる車両は「障害者1人につき1台限り」です。軽自動車税（種別割）の減免を受けた方は該当になりません。

※一度減免になった車両を、減免要件に変更が無く引き続き使用される場合は、その後の手続きは不要です。

3 その他の減免、割引等

(1) 点字郵便物等の無料扱い

《概要》 点字郵便物などは無料となるほか、心身障害者団体が発行する定期刊行物や、**点字ゆうパック（旧称：点字小包郵便物）**などで減額となるものがあります。

《窓口》 郵便局

(2) NHK放送受信料の減免

次のような場合、NHK受信料が減免されます。

全額免除	半額免除
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方のいる世帯全員が、市民税非課税の場合	① 受信契約者である世帯主が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を持っている場合 ② 受信契約者である世帯主が重度の障害者手帳（身体障害1級又は2級、知的障害㊦又はA、精神障害1級のいずれか）を持っている場合

《窓口》 NHKさいたま放送局さいたま西営業センター 電話 049-246-3111

《証明窓口》 障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

(3) 電話番号の無料番号案内

「104」を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

区 分	等級表による級別
身体障害のうち視覚障害	1 級 ～ 6 級
身体障害のうち肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1 級 ～ 2 級
療育手帳を持っている方	全て対象となります
精神障害者保健福祉手帳を持っている方	全て対象となります

《窓口》 NTT東日本ふれあい案内担当フリーダイヤル0120-104-174 FAX0120-000-104

(4) 携帯電話料金の割引

《概 要》 携帯電話料金の割引が受けられる場合があります。

《窓 口》 各携帯電話会社

(5) 屋内、屋外プール使用料の減免

熊谷さくら運動公園内の屋内・屋外プールの使用料が免除され、無料で利用することができます。ただし、全面貸しの場合などは除きます。

《対象者》 ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方
② その障害者を介添えする方（障害者1人につき1人まで。ただし、障害福祉サービス受給者証で複数人介護が認められている方については、記載されている人数まで）

《問合せ》 屋内プール事務室（電話 048-533-9100）

VI. 手当・年金等

1 障害児（者）の手当

手当区分	対 象	手当額（月額）
特別児童 扶養手当	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを家庭において育てている方（施設入所中の方及び障害を支給事由とする年金を受給している方は除く。所得制限あり）	※重度（1級）…52,500円 ※中度（2級）…34,970円
特別 障害者手当	20歳以上の国民年金法1級程度の障害が2つ以上ある方、それと同程度以上の方で、常時の介護を必要とする方 （施設入所中の方や3か月を超えて入院されている方は除く。所得制限あり）	27,350円
障害児 福祉手当	在宅で20歳未満の ①身体障害者手帳1級及び2級の一部（聴覚障害等） ②知的障害であって療育手帳㊦相当の方 ③精神障害者、血液疾患、肝臓疾患等で上記①②と同程度の障害を有する方 （施設入所中の方及び障害を支給事由とする年金を受給している方は除く。所得制限あり）	14,880円
在宅重度心身 障害者手当	在宅で特別障害者手当等を受給をしていない市民税非課税の方であって、 ①身体障害者手帳1級～2級 ②療育手帳㊦・A・B ③精神保健福祉手帳1級 ※平成29年4月1日以降に、65歳以上で新たに重度心身障害者になった方は対象になりません。	5,000円

※重度…① おおむね、身体障害者手帳1級の障害児又は療育手帳㊦・Aの障害児
② ①と同程度の精神障害児

※中度…① おおむね、身体障害者手帳2級及び3級の一部の障害児又は療育手帳Bの障害児

② ①と同程度の精神障害児

《窓口》 障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

2 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母に一定の障害があるときに支給されます（所得制限あり）。ただし、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給している方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

《手当額》

児童の人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1 人	43,160 円	43,150～10,180 円
2 人目加算	10,190 円	10,180～5,100 円
3 人目以降加算	6,110 円（1人につき）	6,100 円～3,060 円（1人につき）

※支給対象となる支給期間は、申請した月の翌月分から18歳に達した日以降の最初の3月31日までです。ただし、一定の障害のある児童については20歳になるまでです。

《窓口》 こども課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、
江南行政センター市民福祉係

3 年 金

(1) 障害基礎年金

国民年金加入中や、20歳前に初診日のある病気・ケガで障害認定日に国民年金法で定める1級または2級の障害に該当し（障害者手帳の等級とは異なります）、一定の保険料納付等を満たしている20歳以上65歳未満の方は、障害基礎年金が請求できます。

年金額（年額）	1 級	977,125 円
	2 級	781,700 円

※子の加算あり。

※20歳前障害の場合は、所得等による支給制限があります。

《窓口》 保険年金課、大里行政センター市民福祉係、妻沼行政センター市民係、
江南行政センター市民福祉係又は、熊谷年金事務所

(2) 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方の中で、平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生または昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済年金等の加入者）の配偶者であって国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方は、特別障害給付金が請求できます。ただし、所得等による支給制限があります。

給付金（月額）	1 級	52,450 円
	2 級	41,960 円

《窓口》 保険年金課、大里行政センター市民福祉係、妻沼行政センター市民係、
江南行政センター市民福祉係又は、熊谷年金事務所

(3) 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者（加入時の年齢が65歳未満の方）が、自ら生存中に掛金（1口9,300円～23,300円/月額、加入時の年齢による、2口まで）を納付し、保護者に万一のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金（1口2万円/月額）を支給する制度です。

《窓口》 障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

4 その他

(1) 難病患者見舞金

埼玉県発行の以下の受給者証をお持ちの方又はその保護者に見舞金を支給します。

《見舞金》 10,000円（同一の患者に対し、一回限りの支給です。）

《必要書類》

- ① 埼玉県発行の「指定疾患医療受給者証」、「特定疾患医療受給者証」、「指定難病医療受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療受給者証」
- ② 本人又は保護者等の口座がわかるもの
- ③ 印鑑

《窓口》 障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

Ⅵ 教 育

熊谷市では、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた望ましい支援を行うために、市内の小・中学校に特別支援学級や通級指導教室を設置しています。

また、埼玉県では、特別支援学校を設置しています。なお、特別支援学級や特別支援学校への就学（転学）は、保護者との就学相談を通して行っています。相談は、熊谷市立教育研究所（市役所内線393）・教育相談窓口（市役所内線551）で行っています。

1 特別支援学級設置校

区 分	設置学校名
小学校	熊谷東、熊谷西、石原、成田、大幡、佐谷田、大麻生、玉井、久下、熊谷南、中条、吉岡、別府、三尻、奈良、桜木、籠原、新堀、吉見、市田、長井、秦、妻沼、太田、妻沼南、江南南、江南北
中学校	荒川、富士見、大原、熊谷東、玉井、大麻生、中条、吉岡、別府、三尻、奈良、大幡、大里、妻沼東、妻沼西、江南

2 通級指導教室設置校

区 分	設置学校名
難聴・言語	熊谷西小
発達・情緒	熊谷西小、石原小、吉岡小、三尻小、妻沼小、富士見中、三尻中、妻沼東中

3 特別支援学校（埼玉県内）

県内には、障害種別に応じた特別支援学校があります。

区 分	学校名（カッコ内は設置学部）
視覚障害	県立特別支援学校塙保己一学園（幼稚園・小学・中学・高校・高専）
聴覚障害	県立特別支援学校大宮ろう学園（幼稚園・小学・中学・高校・高専） 県立特別支援学校坂戸ろう学園（幼稚園・小学・中学・高校）
知的障害	県立深谷はばたき特別支援学校（小学・中学・高校） 県立行田特別支援学校（小学・中学・高校） 県立東松山特別支援学校（小学・中学・高校） 県立特別支援学校羽生ふじ高等学園（高校） 県立特別支援学校さいたま桜高等学園（高校）
肢体不自由	県立熊谷特別支援学校（小学・中学・高校）

※病弱の特別支援学校は除きます。

Ⅶ. 職 業 訓 練

1 職業訓練施設

障害者が就職、自立できるよう次の施設で職業訓練を行っています。

施設名称	所在地
中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター) (注)	所沢市
東京障害者職業能力開発校	東京都小平市
埼玉障害者職業センター	さいたま市

(注) 身体障害・高次脳機能障害のある方が、中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター）で訓練を受けるときは、「国立障害者リハビリテーションセンター」の宿舎を利用することができます。その際の宿舎利用については、障害福祉課にて施設入所支援の手続きが必要です。

《窓 口》 熊谷公共職業安定所

サービス名称	ページ	身体障害者手帳																			
		視覚						聴覚・平衡機能						音声・言語機能		肢体不自由					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
重度心身障害者医療費助成	2	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	※	○	○	○	※	-	-	
精神通院医療	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
更生医療	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
育成医療	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地域生活支援事業	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
補装具費の支給	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
日常生活用具費の支給	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
配食サービス事業	10	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
入浴サービス事業	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
障害児(者)生活サポート事業	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
あんしんコール事業	10	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
補助犬の給付	11	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
電話ファックス等基本料の補助	11	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
手話通訳者の派遣	11	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
要約筆記者の派遣	11	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
聴覚障害者情報提供事業	11	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
紙おむつの給付	12	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
自動車燃料費の補助	12	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
自動車運転免許取得費の補助	12	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車改造費補助	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	
歩行困難者等の駐車禁止除外	13	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	
郵便による不在者投票	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
視覚障害者情報提供事業	14	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
JR運賃の割引	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
バス運賃の割引	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
タクシー運賃の割引	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉タクシー利用料金助成	21	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
国内航空運賃の割引	21	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	
有料道路料金の割引	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
所得税の控除	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住民税の控除	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
相続税の控除	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
軽自動車税の減免	23	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	
自動車税、自動車取得税の減免	24	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	
NHK受信料の減免	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
電話番号の無料番号案内	26	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
携帯電話料金の割引	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
屋内・屋外プール使用料の減免	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特別児童扶養手当	27	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	
特別障害者手当	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
障害児福祉手当	27	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
在宅重度心身障害者手当	27	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
児童扶養手当	28	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
障害基礎年金・特別障害給付金	28	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	
心身障害者扶養共済制度	29	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	
難病患者見舞金	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

詳しくは該当ページにある窓口等へお問合せください。

内部				療育手帳			精神保健福祉手帳			指定難病医療給付受給者等所持者	所得制限	備考
				最重度	重度	中度	軽度	1級	2級			
1級	2級	3級	4級	○A	A	B	C	○	※	○		
○	○	○	-	○	○	○	-	○	※	-	-	※印は後期高齢者医療制度障害認定者のみ対象 平成27年1月1日以降の65歳以上新規手帳取得者は対象外
-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-
○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	県リハビリテーションセンターの判定が必要
○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	品目により介護保険が優先
○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	品目により介護保険が優先
○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	在宅単身世帯等
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	介護保険が優先
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	在宅単身世帯等
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	各種条件あり
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	在宅、3歳以上
○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	福祉タクシー利用料金助成と選択制
○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	事前相談が必要
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	事前相談が必要
○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	現に歩行が困難な方
○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自分で書ける方
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	距離等により割引あり
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	
○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	自動車燃料費の補助と選択制
○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	
○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	第二種の方は自ら運転する場合に限る
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	障害区分による
○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	障害区分による
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	原則として専用診断書により認定
○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○	原則として専用診断書により認定
○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○	原則として専用診断書により認定
○	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	平成29年4月1日以降の65歳以上新規手帳取得者は対象外
○	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	原則として専用診断書により認定
○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級に該当
○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	埼玉県心身障害者扶養共済制度
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	指定難病医療受給者証等による

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に挿し入れば大聴力を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショバ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由						心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
								上肢機能	移動機能								
4級	<p>1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)</p> <p>2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</p> <p>3 両眼開放視認点数が70点以下のもの</p>	<p>1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のも(耳介に接しなれば話声語を理解し得ないもの)</p> <p>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p>	<p>音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害</p>	<p>1 両上肢のおや指を欠くもの</p> <p>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</p> <p>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</p> <p>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</p> <p>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>4 一下肢の機能の著しい障害</p> <p>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</p>			<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	
5級	<p>1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</p> <p>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p> <p>3 両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの</p> <p>5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p>	<p>平衡機能の著しい障害</p>	<p>音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害</p>	<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</p> <p>3 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	<p>体幹の機能の著しい障害</p>	<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>	<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>									

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしや機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のも	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したも	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したも	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したも 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したも)をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>															